

ファミリー・サポート・センター たか



会員の手引き

多可町教育委員会

こども未来課

ファミリー・サポート・センター たか

もくじ



1. ファミリー・サポート・センターたか とは？	2
(1) 会員の種類	
(2) 相互援助活動の内容	
(3) 注意事項について	
2. ファミリー・サポート・センターたかのしくみ	4
(1) 相互援助活動の流れ	
(2) 事前打ち合わせについて	
3. 謝礼等の基準	7
(1) 実費について	
(2) キャンセル料について	
(3) 謝礼額の考え方	
4. 病気やケガへの対応	9
5. ファミリー・サポート・センター補償保険	10
6. 会員さんの約束	12

1 ファミリー・サポート・センターたかとは？

ファミリー・サポート・センターたかは、『子育ての手伝いをしてほしい人（おねがい会員）』と『子育ての手伝いができる人（まかせて会員）』を繋いで、地域の子育てをみんなで助け合う「有償ボランティア組織」です（通称：ファミサポ）。

子育てふれあいセンターを拠点とし、ファミリー・サポート・センターたか（以下「センター」と言います。）は、会員の相互援助活動（有償ボランティアでの預かりや送迎等）の調整・連絡を行います。安心して子育てができる環境づくりのため、地域での助け合いを支援していきます。

（１）会員の種類

おねがい会員



- ・多可町在住で、生後6ヵ月～小学校6年生までのお子さんを育てている人

まかせて会員

- ・多可町在住で、20歳以上の人
- ・子育てに理解と意欲がある人
- ・心身ともに健康で保育に熱意のある方人
- ・自宅等で子どもを安全に預かることのできる人
- ・送迎の場合は、自家用車の運転ができる人



※資格は問いませんが、センターが実施する講習（2～3日程度）を受講していただきます。

どっちも会員

- ・「まかせて会員」と「おねがい会員」の両方を兼ねた人



（２）相互援助活動の内容

一時的に子どもを預かる

- ・保育施設等の開始前・終了後の預かり
- ・学校の放課後、または学童保育終了後の預かり
- ・冠婚葬祭、仕事などで親が不在の時の預かり
- ・その他必要が生じた時の預かり 等

子どもの送迎をする

- ・保育施設や学童保育等とおねがい会員宅の間の送迎
- ・塾や習い事などの送迎 等

(3) 注意事項について

- ① 病中・病後のお子さんの預かりは行いません。投薬、医療機関搬送（緊急時を除く）も行いません。
- ② 援助活動は、原則として、午前7時～午後9時の間で行い、宿泊はできません。
「大人から預かり、大人へ引き渡す」を守ってください。
※他の兄弟姉妹の看護、災害、その他のやむを得ない場合は、会員同士の合意があれば、上記の時間の範囲外でも援助活動を行うことができます。
- ③ 食事等の提供は、できません。
※食物アレルギー等によるトラブルを避けるためですが、必要な場合は、会員同士で話し合いのうえ、「おねがい会員」が用意してください。
- ④ 急な依頼はお受けできません。事前の打ち合わせ（顔合わせ）が必要です。
初めて利用される場合は、事前打ち合わせをする都合上、2週間前までに申し込みをしてください。
- ⑤ 「まかせて会員」一人につき、子ども一人の預かりです。
※兄弟姉妹の場合は、一緒に預かることもできます。
- ⑥ 預かり場所は「まかせて会員」の自宅、子育てふれあいセンター等です。両者の合意があれば、公園等へ遊びに行くこともできますが、ファミサポ補償保険金が支払われない場合がありますので、事前にセンターへの相談が必要です。
※ファミサポ補償保険の詳細は10ページです。
- ⑦ 別居の親族間での援助活動は、できません。この場合は、家族間の扶助になり、ファミサポ補償保険の対象にもなりません。
- ⑧ 「まかせて会員」の事情で、援助活動依頼をキャンセルすることはできますが、できるだけ早く「おねがい会員」とセンターに連絡をしてください。
- ⑨ 家事の手伝いは、ファミサポの援助活動にはならないので、できません。
- ⑩ お問い合わせ、緊急時の連絡は、下記へお願いします。

ファミリー・サポート・センターたか

(子育てふれあいセンター内)

《開所時間》 月～金曜日 9:00～17:00

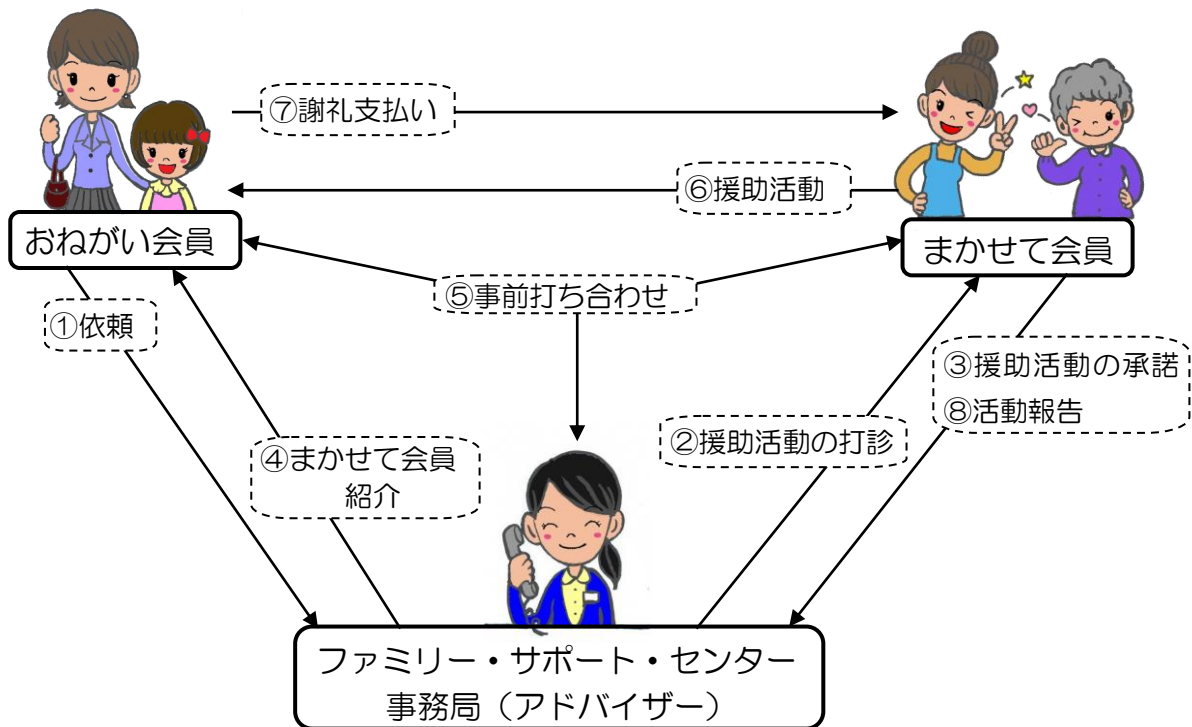
TEL : 0795-32-5135

Email : famisapo-taka@town.taka.lg.jp

↓↓休日・時間外はこちらへ↓↓

多可町役場 TEL : 0795-32-2380

2 ファミリー・サポート・センターたかのしくみ



(1) 援助活動の流れ

【初めての利用・新たに「まかせて会員」を紹介した場合】

①依頼	「おねがい会員」がセンターに援助活動依頼の連絡をします。 この時、 <u>会員名</u> 、 <u>会員番号</u> 、 <u>利用希望日</u> 、 <u>利用内容</u> などを伝えます。
②援助活動の打診	アドバイザーが条件に合った「まかせて会員」を探し、援助活動の打診をします。
③援助活動の承諾	「まかせて会員」がアドバイザーに援助活動の承諾をします。 (都合が合わなければ、他の「まかせて会員」に援助活動の打診をします。)
④まかせて会員紹介	「おねがい会員」に「まかせて会員」を紹介します。 (調整がつかず、「まかせて会員」を紹介できないこともあります。)
⑤事前打ち合わせ (場所：ファミリー・サポート・センター)	(1) 両会員の合意が得られたら、アドバイザーが仲介し、事前打ち合わせの日程を調整します。 (2) 「おねがい会員」は、援助活動の対象となるお子さんを連れて、アドバイザー、「まかせて会員」の三者で、顔合わせを兼ねた事前打ち合わせをします。 (3) 両者合意の上で援助活動の実施を決定します。 (この時に辞退することもできます。アドバイザーにご相談ください。)

⑥援助活動	「まかせて会員」は安全チェックリストに従って預かり場所の安全を確認し、依頼内容に沿って援助活動をします。また、「援助活動報告書」の記入をします。
⑦謝礼支払	(1)「おねがい会員」は、「まかせて会員」が作成した「援助活動報告書」の日時・金額等を確認し、謝礼や実費を直接「まかせて会員」に支払います。 (2)「おねがい会員」・「まかせて会員」ともに「援助活動報告書」にサイン・押印をします。
⑧活動報告	「まかせて会員」は1か月分の援助活動報告書をまとめ、 <u>翌月5日までにセンターへ提出</u> します。 ※援助活動報告書は、署名欄に必ず自筆で記入し、押印済のものを提出してください。 ※援助活動報告書の控えは、「まかせて会員」・「おねがい会員」ともに1年間保管します。

【2回目以降の利用の場合（事前打ち合わせ済みの活動依頼）】

①利用の申込	「おねがい会員」は、直接「まかせて会員」に援助活動の依頼の連絡をします。
②事業承諾報告	「まかせて会員」は、 <u>援助活動依頼を承諾することを、必ず活動実施前にセンターに、メール又は電話で連絡</u> をします。
③援助活動	前述の【初めての利用・新たに「まかせて会員」を紹介した場合】 ⑥～⑧と同様です。
④謝礼支払	
⑤活動報告	



(2) 事前打ち合わせについて

- ① 事前打ち合わせの場所は、基本的にファミリー・サポート・センターの面談室で、開所時間内に行います。
- ② アドバイザー、「おねがい会員」、「まかせて会員」の三者で行います。「まかせて会員」を複数名紹介する場合は、紹介する「まかせて会員」全員との事前打ち合わせになります。
- ③ お子さんは必ず同席し、接し方などを含めた情報交換をしながら、お子さんが不安にならないようコミュニケーションをとりましょう。
 - ★好きな遊び、泣いている時の対処法、食事、トイレの意思表示など。
 - ★保育施設・学童保育等、送迎先でのお子さんの受け渡し相手・方法についてなど。
 - ★「まかせて会員」とお子さんの間で、面識がある場合は、お子さんの同席がなくともかまいません。
- ④ 事前打ち合わせ票に沿って、活動予定日、活動時間、活動内容について調整・確認を行います。謝礼額・ガソリン代については、アドバイザーから想定される額をお知らせします。
- ⑤ 謝礼金の支払い方法、活動報告書にサイン・押印をするタイミング等について相談します。
- ⑥ 食事（ミルク含む）、おやつ、おむつ、おもちゃ等の用意が必要か確認をします。原則として「おねがい会員」が用意しますが、やむを得ず「まかせて会員」が用意する場合は、「おねがい会員」の実費負担となります。特に食事やおやつは、食物アレルギーがあるので、しっかりと確認をしましょう。
- ⑦ チャイルドシートの貸し出しが必要か確認します。必要な場合は、「まかせて会員」がセンターで借りることができます。この場合、申請書が必要です。
- ⑧ 実際の活動は「まかせて会員」とお子さんの1対1になります。お互いに信頼し合い継続した活動が出来るように、気になること、伝えておきたいこと、できること・できないこと、して欲しくないことなどは遠慮せず、きちんと話し合いましょう。
- ⑨ 事前打ち合わせの結果、援助活動を辞退する意向をもった会員は、速やかにセンターにご連絡ください。
- ⑩ 事前打ち合わせは、活動のたびに行う必要はありません。しかし、「おねがい会員」のお子さんが小学校に進学したり、生活状況が変わったりしていることがありますので、前回の事前打ち合わせから、時間が経っている場合は、お子さんが安心できるように、再度事前打ち合わせを行っても構いません。この場合は、会員さん同士で行ってください。

3 謝礼等の基準

「おねがい会員」が「まかせて会員」に支払う謝礼の基準は以下のとおりです。

活動日	活動時間 (基本 7:00~21:00)	30分あたりの謝礼額
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)	7:00～19:00	300円
	上記以外の時間	400円
土曜日・日曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)		上記料金の100円加算

(注意)

- ★ ひとり親世帯の利用料は半額
- ★ ガソリン代は、別途（実費相当分）
- ★ おやつ代等は、別途（実費）
- ★ 謝礼の対象時間は、「大人から預かり、大人に引き渡すまで」です（未成年の兄弟姉妹が自宅にいても、お預かりしているお子さんを引き渡すことはできません。）
- ★ 兄弟姉妹での利用の場合は、それぞれに同一料金がかかります。

(1) 実費について

- ① 自家用車での送迎の場合
 - ・「おねがい会員」が「まかせて会員」に別途ガソリン代（センターが算出した距離相当分）を支払います。 ※1kmあたり20円
- ② 公共交通機関、タクシー等を利用した場合
 - ・両者合意の上で、「おねがい会員」が「まかせて会員」に実費を支払います。
- ③ 食事提供の場合
 - ・「まかせて会員」からの提供は、原則禁止です（食物アレルギー事故防止のため）。
 - ・食事（ミルク含む）やおやつ、飲み物が必要な場合は、「おねがい会員」が用意していただきますが、両者合意の上、「まかせて会員」が購入した場合は、「おねがい会員」が実費を支払います。



(2) キャンセル料について

「おねがい会員」が、活動の依頼を取り消す場合のキャンセル料の基準は、次のとおりです。

前日までのキャンセル	無 料
当日のキャンセル	予定していた謝礼額の半額 又は 30分の謝礼額のいずれか高い方
無断でのキャンセル	予定していた謝礼額の全額

(注意)

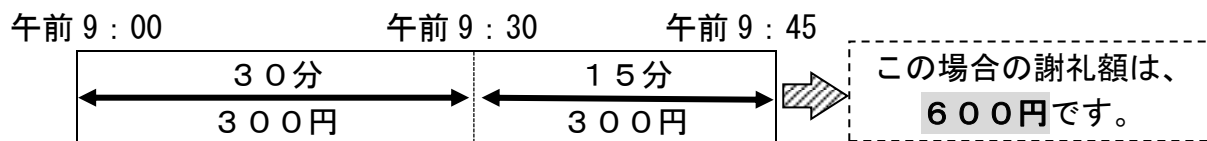
- ★キャンセル料は、「おねがい会員」が、直接「まかせて会員」に支払います。
- ★キャンセルの連絡は、必ず会員同士で行い、センターにもメールか電話で連絡をしてください。

(3) 謝礼額の考え方について

- ① 活動時間30分単位で、決められた謝礼額をお支払いください。

30分を超える活動をした場合

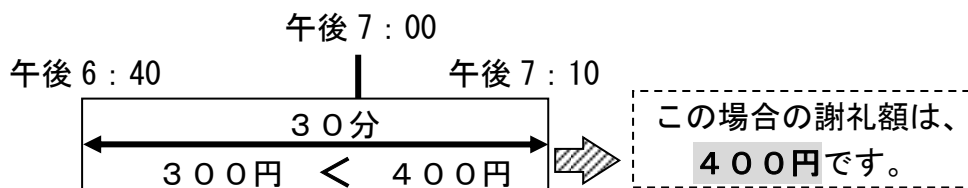
【例1】



★30分を超えた場合、次の30分に満たない場合でも30分とみなします。

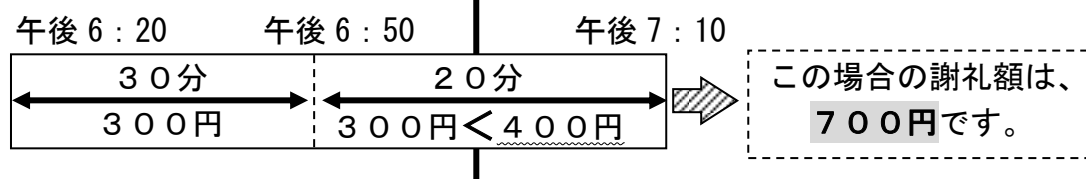
謝礼額が異なる時間帯をまたぐ場合

【例2】



★30分以内の活動の場合は、高い方の謝礼額を適用します。

【例3】



4 ケガや病気への対応

援助活動中に、預かっている子どもがケガをしたり、熱を出したり等、異常が認められた時は、落ち着いて次の行動をとりましょう。

① 「おねがい会員」に連絡をする。

- ★子どもの様子や状況をできるだけ詳しく説明してください。
- ★落ち着いて順序よく伝えましょう。

② 「おねがい会員」の指示を受ける。

- ★「おねがい会員」は、必要な対応を確実に伝えてください。
- ★「まかせて会員」は、自己判断による行動（投薬や医療機関搬送など）は、しないでください。

③ 急を要するケガや事故、病気の場合は、119番通報をする。

- ★救急隊員から、救急車が到着するまでの手当方法を聞き、それに従ってください。
- ★医療機関へは、必ず「事前打ち合わせ票」を持参してください。

④ センターに連絡をする。

- ★保険の手続きが必要になる場合がありますので、ケガや病気への対応が済み次第、センターに報告してください。

⑤ 「ひやり・はっと報告書」を作成する。

- ★事務局の指示に従い、速やかに「ひやり・はっと報告書」を作成し、センターに提出してください。

「いざ」という時のために！ 確認しておきましょう！

★「おねがい会員」の連絡先

★事前打ち合わせ時に確認した緊急連絡先

★事故・事件などの場合の連絡先

《月～金曜日 午前9時～午後5時》

ファミリー・サポート・センターたか ☎0795-32-5135

多可町役場 本庁3階 こども未来課 ☎0795-32-2385

《月～金曜日の時間外、土・日曜・祝日・年末年始》

多可町役場 ☎0795-32-2380

5 ファミリー・サポート・センター補償保険

【補償保険の目的】

援助活動中の事故などについては、会員間での解決を基本原則としますが、万が一の事故に備えて、センターで補償保険に加入しています。会員になると自動的に「依頼子供傷害保険」「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」の3つの保険に加入することになります（会員さんへの保険料の負担はありません）。

①依頼子供傷害保険

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険	500万円	事故日を含め180日以内の死亡した場合
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 20万円～500万円	事故日を含め180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1日あたり）	3,000円（限度180日）	事故日を含め180日以内に入院した場合
手術保険金	3,000円×10倍 （入院中の手術） 3,000円×5倍 （入院中以外の手術）	事故日を含め180日以内に受けた手術
通院保険金 （1日あたり）	2,000円（限度90日）	事故日を含め180日以内に通院（往診含む）した場合

②サービス提供会員傷害保険

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険	500万円	事故日を含め180日以内の死亡した場合
後遺障害保険金	後遺障害の程度により 20万円～500万円	事故日を含め180日以内に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1日あたり）	3,000円（限度180日）	事故日を含め180日以内に入院した場合
手術保険金	3,000円×10倍 （入院中の手術） 3,000円×5倍 （入院中以外の手術）	事故日を含め180日以内に受けた手術
通院保険金 （1日あたり）	2,000円（限度90日）	事故日を含め180日以内に通院（往診含む）した場合

③賠償責任保険

項目	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名・1事故・保険期間中 2億円
初期対応費用	1事故 1,000万円
訴訟対応費用	1事故 1,000万円
受託者賠償責任保険	1事故 10万円 保険期間中 50万円

【保険の対象にならない事例】

- 1) 「まかせて会員」が、預かった子どもを自家用車で送迎中、「まかせて会員」のミスで自動車事故を起こした。それにより、「まかせて会員」自身もケガをし、子どもにもケガをさせた場合



サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。(自動車による賠償事故については、その自動車の加入している自動車保険で対応することになります。)

- 2) 事務局への連絡なしで援助活動を行った場合



ファミサポによる援助活動には該当しませんので、事故が生じてもファミサポ補償保険の対象にはなりません。

- 3) 「おねがい会員」と「まかせて会員」が親族関係にある場合



親族間の援助活動は、扶助にあたり、たまたま両者が会員であっても、それは会員としての援助活動とは言えません。したがって、事故が生じててもファミサポ補償保険の対象にはなりません。

- 4) 預かった子どもが「まかせて会員」の自宅の物を壊してしまった場合



賠償責任保険は、適用とならず、「おねがい会員」が弁償または修理をし、その領収金額に応じてお見舞い金が支払われます。

- 5) 傷害保険の対象とならない主な例



★ケガでないもの
(病気、靴ずれ、細菌性およびウィルス性食中毒、日射病など)
★むちうち症や腰痛など、本人以外の人に病気の症状が分かりづらいもの
★故意・けんかなどによるもの など

6 会員の約束

両会員共通

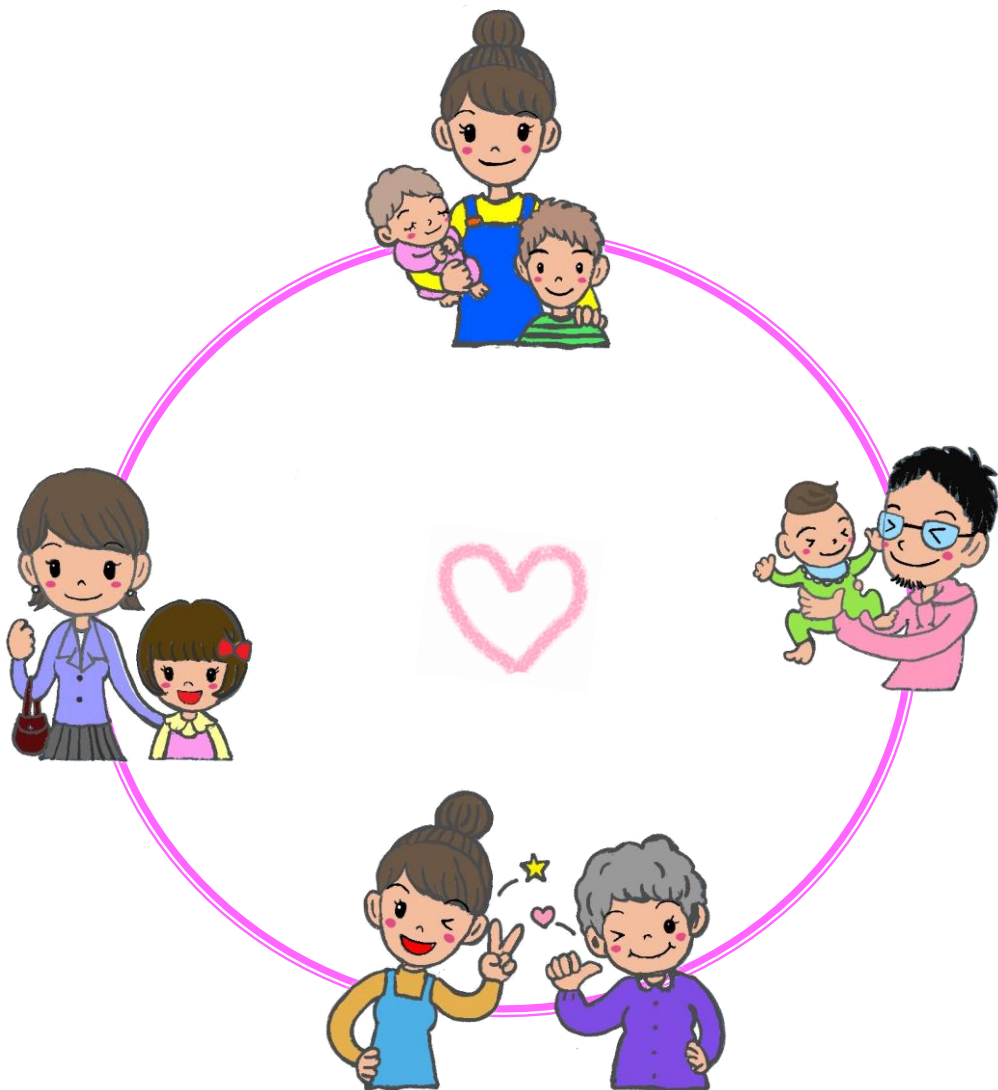
- ① ファミリー・サポート・センターたかの趣旨を理解し、きまりを守りましょう。
- ② 会員同士はお互いに尊重しましょう。
- ③ お互いのプライバシーは守りましょう。退会後も、活動中に知り得た会員の情報などについて、第三者に漏らしてはいけません。SNSへの投稿も禁止です。
- ④ 会員はその地位を利用して、政治活動、宗教活動及び物品の販売等を行ってはいけません。
- ⑤ 会員証の紛失や登録内容の変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- ⑥ ファミリー・サポート・センターたかに登録・活動される際は、ご家族の同意を得たうえで手続きください。
- ⑦ 入会費・年会費・研修費（テキスト代・実習費・実費などは除く）は無料です。1年ごとに会員の更新があります。退会を希望される方以外は、承認により更新となります。なお、5年ごとに会員証の更新をします。
- ⑧ 退会する際は、センターに連絡のうえ、「退会届」を提出し、「会員証」「事前打ち合わせ票」「活動報告書」などの会員が保管している個人情報を含むすべての書類をセンターに返却してください。
- ⑨ センターが会員としてふさわしくないと判断した場合は、退会していただくことがあります。
- ⑩ 会員間でのトラブルに関しては、当事者間で解決できるようにしてください。センターは、中立的な立場で、解決に向けてのアドバイス等を行います。

おねがい会員

- ① 実際に援助が必要な予定ができてから、センターに援助依頼をしてください。利用予定がない状態で、事前打ち合わせだけを行うことは出来ません。
- ② 依頼した内容以外の援助を要求しないでください。
- ③ 利用申し込みをしたら、できるだけいつでも連絡が取れるようにしてください。
- ④ お子さんの目の前で現金のやり取りをしないよう、謝礼はあらかじめ封筒等に入れて用意しましょう。
- ⑤ 謝礼は、必ずお支払いください。お支払いいただけない場合、次回以降の利用申し込みができなくなることがあります。ガソリン代・キャンセル料についても同様です。
- ⑥ 約束した時間は、守りましょう。万が一遅れる場合は、必ず「まかせて会員」とセンターに連絡をしてください。
- ⑦ 援助活動は、「まかせて会員」が善意でやってくださっているということを十分に理解したうえで、感謝の気持ちをもって利用することを心がけましょう。
- ⑧ 安全チェックリストを利用し、お子さんを預ける前に確認してください。

まかせて会員

- ① 安全チェックリストを利用し、常に子どもの安全を確認してください。
- ② 依頼された援助活動以外のことは、行わないでください。
- ③ 依頼を受けたら、必ず事前にセンターへ事業承諾の連絡をしてください。センターへ連絡をせずに、援助活動を行った場合は、ファミサポ補償保険金が支払われない場合があります。



《メモ》



お問い合わせ・お申し込み
ファミリー・サポート・センターたか
(子育てふれあいセンター内)

★開所時間と連絡先のご案内★

《月～金曜日の午前9時～午後5時》

ファミリー・サポート・センターたか ☎0795-32-5135

多可町役場 本庁3階 こども未来課 ☎0795-32-2385

《月～金曜日の開所時間外、土・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)》

多可町役場 ☎0795-32-2380

《メールアドレス》 famisapo-taka@town.taka.lg.jp

★ 所在地★

〒679-1114 多可町中区岸上224番地17